

公調委平成22年(ゲ)第7号

鎌ヶ谷市における医療施設からの騒音等による健康被害原因裁定申請事件

裁 定

(当事者省略)

主 文

申請人の本件各裁定申請をいずれも棄却する。

事実及び理由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人

申請人の健康被害は、被申請人医療法人aが経営し、被申請人bが同医療法人の理事長として業務を執行し代表する病院c建物に設置されている食器洗浄機、食器乾燥機、ボイラー機器、給排水管設備及びエアコン室外機から生じる騒音及び低周波音による、との原因裁定を求める。

2 被申請人ら

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、申請人が、申請人に生じた健康被害は、被申請人医療法人aが経営する病院c（以下「本件病院」という。）内の食器洗浄機、食器乾燥機、ボイラー機器、給排水管設備及びエアコン室外機その他の機器（以下「本件機器」という。）から発生する騒音等が原因であると主張して、その旨の判断を求める原因裁定の申請をした事案である。

第3 前提となる事実（甲4、乙2、職1、審問の全趣旨）

1 当事者等

(1) 申請人は、平成5年9月24日に申請人宅をdとともに買い受け、同宅に居住している。

(2) 被申請人医療法人aは昭和62年5月28日に設立され、肩書住所地で本

件病院を経営する医療法人である。被申請人 b は、被申請人医療法人 a の業務執行権限及び代表権を有する理事長である。

(3) 本件病院と申請人宅との位置関係は別紙のとおりである。

## 2 職権調査の実施について

(1) 裁定委員会は、本事案の解明のために、株式会社アイ・エヌ・シー・エンジニアリングに委託して、平成23年12月15日、申請人宅及びその周辺並びに本件病院付帯設備及びその周辺を測定場所（測定対象機器は、別紙記載の食器洗浄機、電気温水器、アロライザー、空調室外機及びボイラー機器。以上をまとめて「本件測定機器」という。）として測定調査を行い、これに基づき分析を行った（職1、以下「職権調査」という。）。その概要是以下のとおりである。

### ア 測定点及び測定項目

下記表のとおり

測定点		測定項目			備考
記号	場所	騒音	低周波音	振動	
A	キュービクル（変電設備） 東側敷地境界付近	○	○		通常状態測定及びパターン測定（a～e）
A'	管理棟厨房内食器洗浄機付近	○	○		パターン測定（f～h）
B	管理棟南東側敷地境界付近	○	○	○	
C	申請人宅2階寝室	○	○	○	
D	申請人宅玄関前	○	○	○	

### イ 測定時の機器稼働条件

#### （ア）通常状態測定

騒音・低周波音・振動の測定は、特に本件測定機器の稼働を通常状態とし、測定時間全体にわたって全測定点を同時に記録するものとした。

### (イ) パターン測定

下記表のとおりの稼働条件の下、測定を行った（○：電源ON、×：電源OFF）。パターンbとパターンhは時間を変更して実施した。

測定パターン名	食器洗浄機	電気温水器	アロライザー	空調室外機	ボイラー機器
パターンa	○	○	○	○	○
パターンb	×	×	×	×	×
パターンc	×	×	×	×	○
パターンd	×	×	×	○	×
パターンe	×	×	○	×	×
パターンg	○	×	×	×	×
パターンf	○	○	×	×	×
パターンh	×	×	×	×	×

### ウ 体感調査

騒音・低周波音・振動の測定とあわせて、申請人が音や振動を感じやすいとされる2階寝室ベッド付近において、パターン測定時に体感調査を実施した。

## 第4 本件の争点及び争点に関する当事者の主張

本件の争点は、申請人の主張する騒音・低周波音による健康被害は、本件病院内の本件機器の稼働に起因するかである。

### 【申請人の主張】

#### 1 申請人の健康被害の内容

ア 申請人は、平成10年頃から、本件病院に設置されている厨房のボイラー機器又は電気温水器の音に悩まされてきた。

平成15年から平成18年には、申請人宅に、爆竹のような大きな音が毎日のように聞こえた。同じ頃、振動もよくあり、本件病院の厨房ボイラーの

温湯を送る音が家に反響している状況だった。

イ 平成22年10月16日以後には、強い低周波音を感じ、吐き気がしたり、頭がジィージーとなって、頭の皮膚が締め付けられるような感じも受けた。同16日にはこの低周波音は本件病院の新しいボイラー機器が原因であると分かった。また同時に、足にチクチク刺すような感じ、体や顔などに虫が這う様な感じを受けたが、その原因は電気だと思っている。

ウ 平成23年2月14日からは、電気温水器の音が申請人宅に入ってくるようになり、低周波音は体で感じられないが、電波時計のアラームが鳴るとともに、電気温水器の音が重苦しく、体に恐怖を感じた。温湯を送る音も大きく響いて怖いものであった。また、電気の金縛りが伝わるのだと思うと恐怖を感じた。

エ 平成22年12月1日の本件申請当時から本件病院のボイラー機器からの低周波音が強く感じられ、頭がジィージーとなり、頭の皮膚が締め付けられるように動く感じがしている。気持ちが落ち着かず、電気が強く体に感じられる。夜中には温湯を送る音で眠ることができず、頭も痛くなる。夜中に燃焼の音を聞いたり、振動を受けたりするのはとても怖い。本件病院のエアコンの空調室外機については、午前4時から音が低周波音のように感じられ、インバータなので音が高く上がる時及び下がる時の音は頭が痛く気持ちが落ち着かない。

オ 平成23年12月15日に職権調査が実施された。その後も、申請人が健康被害を受けない日はない。特に午後10時頃から翌朝5時頃までの間、約1時間間隔で時間が経過するに従い、弱→中→強と、騒音等の度合いが強くなっていく傾向がある。

## 2 申請人の健康被害の原因

騒音等の発生源は、厨房内に設置されている食器乾燥機その他の本件機器である。また、申請人は、人物の特定はできないが、ある厨房作業員が意図的に

病院休診日や病院職員帰宅後の時間帯を選び、申請人を苦しめる目的で、故意に食器乾燥機を操作しているのではないかと考える。

### 3 被申請人らの改善策等の対応不足

被申請人医療法人 a は本件病院の経営者及び同施設内の本件機器の所有者として、被申請人 b は同 a の業務執行権限及び代表権を有する理事長として、騒音等の発生の改善及び防止をすべき義務があるにもかかわらず、何らの改善策及び防止策を講じていない。

#### 【被申請人らの認否及び反論】

- 1 申請人の主張の 1 は不知。2 及び 3 は否認する。
- 2 以下の事実から、本件病院の本件機器稼働と申請人が聞こえるとする対象音とは関係がなく、本件病院の本件機器稼働からは、申請人の健康被害を生じさせる騒音・低周波音は発生していないことは明らかである。

##### (1) 測定調査結果

平成 16 年 2 月 5 日、鎌ヶ谷市環境保全課が千葉県環境研究センターの指導の下に、申請人宅及び本件病院の浄化槽機械室前・変電設備前において、低周波音等の発生状況調査を行った。

この報告書（乙 1）に示された騒音等の調査結果については、いずれも申請人が主張するような騒音等の影響を示すものではなく、本件病院の施設に起因する環境影響を示すものもない。

##### (2) 被申請人らのこれまでの対応

被申請人らは、申請人の主張に対し誠意をもって調査・対応に努めてきた。被申請人らは考えられる音の発生源を突き止めようとし、巡回点検し、騒音がないことを確認している。また、被申請人らは、申請人から苦情があった場合には、直ちに申請人が音の発生源と指摘する場所に立ち会い、相互に騒音がないことを確認したこともある。

##### (3) 申請人の主張の不合理性

申請人の苦情の特徴は、表現された音の性質、頻度、持続性も一定せず、音の発生源の位置についても変遷し、一定していない。申請人は、心因的、主観的な聴音をランダムに述べているものであって、本件病院の本件機器との関連性を説明するものではない。

#### (4) 騒音発生源の不存在

本件病院の厨房は、夜間は使用しておらず、厨房内には申請人がいうチャイム（甲2の15）がないこと、病棟と厨房には夜間稼働している機械類はないこと、連絡票（甲2の1ないし28）の期間内に施設設備の変更はないことなどから、申請人が表現する「音」の変化と関連するような音の発生源は本件病院にはない。

#### 【申請人の認否】

被申請人らの反論はいずれも否認ないし争う。なお、報告書（乙1）は、平成16年2月5日に調査されたものであるうえ、その調査対象となった施設は浄化槽機械室及び変電設備であって、申請人が本件において健康被害の原因であるとしている本件機器はその調査対象から外れている。

### 第5 裁定委員会の判断

本件の争点（申請人の主張する騒音・低周波音による健康被害は、本件病院の本件機器の稼働に起因するか）について、以下のとおり検討し判断する。

#### 1 調査結果及び評価

##### (1) 鎌ヶ谷市環境保全課実施の低周波音等の発生状況調査について（乙1）

ア 鎌ヶ谷市環境保全課は、千葉県環境研究センターの指導の下、本件病院に設置された浄化槽等から発生する低周波音等の発生状況の把握のため及び申請人宅に与える影響等を確認するために、平成16年2月5日、測定調査を実施した。その測定結果は以下のとおりである。

###### (ア) 浄化槽及び変電設備の低周波音等の申請人宅側への影響

浄化槽機械室から発生する低周波音は発生源近傍ではブロアーの稼働、

停止時で明確な音圧レベル差があり、変電設備から発生する騒音は発生源近傍では50Hz帯域等が卓越しているのに対し、申請人宅側ではブロアーの稼働、停止時で低周波音のレベル差がなく、変電設備から発生する騒音の卓越周波数についても卓越周波数が明確に表れていないことが認められる。

#### (イ) 感覚閾値等との比較

申請人宅側における各分析時間の騒音・低周波音の周波数特性は、建具のがたつき閾値と比較しても低く、卓越が確認された50Hz帯の音圧レベルは、本件病院側では感覚閾値を若干超えているが、申請人宅側（玄関前）における騒音レベルは、夜間の環境基準である40dBを下回っていることが認められる。G特性音圧レベルは、測定時間中の最大値は66dBであることが認められる。

#### イ 分析

浄化槽から発生する低周波音及び変電設備から発生する騒音の影響はないと考えられる。申請人宅側における測定結果は、騒音レベルの夜間の環境基準、建具のがたつき閾値、G特性音圧レベルでの超低周波音の感覚閾値を下回っており、影響は少ない。50Hz帯の音圧レベルの感覚閾値が若干超えているが、申請人宅内では減音されて低くなると考えられる。

#### (2) 職権調査について（職1）

裁判委員会が、株式会社アイ・エヌ・シー・エンジニアリングに委託して実施した職権調査結果報告書における調査結果は以下のとおりである。

ア 本件測定機器の稼働状況に伴う本件病院側と申請人宅側で観測された測定結果の対応関係

##### (ア) 本件測定機器の稼働状況と申請人の記録した体感記録との関係

申請人は、本件測定機器全停止の条件時に、音が聞こえたり身体的な症状が生じていることや、本件測定機器稼働時よりも強い症状を主張し

ている。

したがって、本件病院側における機器の稼働状況と申請人の記録した体感記録との間に対応関係は認められない。

(イ) 本件測定機器の稼働状況に伴い本件病院側と申請人宅側で観測された騒音レベルの対応関係

本件病院側敷地境界測定点（測定点A及びB）で観測された騒音レベルは、本件測定機器の全稼働（パターンa）に比べて全停止（パターンb）では3dB減少しているが、申請人宅側屋外測定点（測定点D）における騒音レベルは変化が認められない。それ以外の条件においても、観測された騒音レベルは全停止とほとんど変わらない。

したがって、本件病院側における機器の稼働状況と申請人宅側で観測された騒音レベルとの間に対応関係は認められない。

(ウ) 本件測定機器の稼働状況に伴い本件病院側と申請人宅側で観測されたG特性音圧レベルの対応関係

本件病院側敷地境界測定点（測定点A及びB）で観測されたG特性音圧レベルは、本件測定機器の全稼働（パターンa）に比べて全停止（パターンb）では2～3dB減少しているが、申請人宅側屋外測定点（測定点D）におけるG特性音圧レベルは変化が認められない。それ以外の条件においても、変化は認められない。

したがって、本件病院側における機器の稼働状況と申請人宅側で観測されたG特性音圧レベルとの間に対応関係は認められない。

(エ) 本件測定機器の稼働状況に伴い本件病院側と申請人宅側で観測された騒音・低周波音の周波数の対応関係

本件病院側敷地境界測定点（測定点A及びB）で観測された騒音・低周波音の卓越周波数と申請人宅側屋外測定点（測定点D）で観測された騒音・低周波音の卓越周波数との比較では、一部の周波数バンドで対応

関係が認められるものがあるが、本件病院側敷地境界測定点（測定点A及びB）と申請人宅側屋内測定点（測定点C）で観測された騒音・低周波音の卓越周波数との比較では、両者の間に周波数の対応関係が認められない。

したがって、本件病院側における機器の稼働状況と申請人宅内で観測された騒音・低周波音との間に対応関係は認められない。

(オ) 本件測定機器の稼働状況に伴い本件病院側と申請人宅側で観測された振動レベルの対応関係

本件病院側敷地境界測定点（測定点A及びB）及び申請人宅側内外測定点（測定点C及びD）で観測された振動レベルに本件測定機器の稼働状況に伴う変化は認められない。

したがって、本件病院側における機器の稼働状況と申請人宅側で観測された振動レベルとの間に対応関係は認められない。

#### イ 騒音・低周波音・振動の測定結果と評価値との比較

(ア) 騒音レベル

申請人宅及び本件病院周辺は「市街化調整区域」に分類されるため、騒音に係る環境基準（平成10年9月30日環境庁告示第64号、改定平成17年5月26日環境省告示第45号）は適用されない。参考までに鎌ヶ谷市における住宅地と同等の環境基準値と比較すると、本件病院側敷地境界測定点（測定点A及びB）及び申請人宅側屋外測定点（測定点D）において観測された騒音レベルは、いずれの分析区間においても住宅地と同等の環境基準値（昼間55dB(A)）より値が低いことが認められる。

(イ) G特性音圧レベル

本件病院側敷地境界測定点（測定点A及びB）及び申請人宅側内外測定点（測定点C及びD）で観測されたG特性音圧レベルは、「ISO-

7196」で超低周波音の閾値とされるG特性音圧レベル100dBを大きく下回ったことが認められる。

したがって、評価値との比較では、申請人の健康被害に影響を与えるほどの測定結果であるとは認められない。

#### (ウ) 騒音・低周波音の周波数特性

申請人宅側屋内測定点（測定点C）で観測された騒音・低周波音の周波数特性を「低周波音の感覚閾値」「ISO226（MAF）」と比較した結果、63Hzの周波数バンド及び125Hz～6300Hzの周波数バンドにおいて音を聞き取れる可能性があることが認められる。しかしながら、測定値は「心身に係る苦情に関する参考値」を下回っており、仮に本件病院側と申請人宅側との対応関係があるとしても、苦情が低周波音によるものである可能性は低いと考えられる。

#### (エ) 振動レベル

本件病院側敷地境界測定点（測定点A及びB）及び申請人宅側内外測定点（測定点C及びD）で観測された振動レベルは、人の振動に対する感覚閾値とされる55dBを大きく下回っており、振動を感知できる可能性はほとんどないと考えられる。

したがって、評価値との比較では、申請人の健康被害に影響を与えるほどの測定結果であるとは認められない。

### (3) 評価

ア 上記（1）及び（2）の調査結果より、本件病院内の本件機器から発生する騒音等と申請人宅側で観測される、申請人の体感記録、騒音レベル、G特性音圧レベル、騒音・低周波音の周波数特性、振動レベルとの間には、いずれも対応関係が認められない。

よって、いずれの測定調査の結果及び分析からも、申請人の主張する健康被害は、本件機器の騒音等に起因するものとは認められず、上記認定を

覆すに足りる証拠はない。

申請人の主張は採用することが出来ない。

イ なお、申請人は、厨房内の食器洗浄機以外の本件機器も騒音等の発生源である可能性が高いのに、食器洗浄機以外については測定対象としなかったことから測定対象が不十分である旨主張する。

しかし、仮に、申請人の主張のとおりであっても、食器洗浄機以外の本件機器から発生する騒音等も、本件病院側敷地境界測定点（測定点A及びB）及び申請人宅側内外測定点（測定点C及びD）を経由して申請者宅に伝播するのであるから、これら測定点の騒音等を測定すれば十分である。

よって、申請人の主張は理由がない。

## 2 申請人の主張について

（1）証拠（甲1）によれば、申請人は、病院eを受診したところ、平成22年10月18日に不安障害の診断を受けていることが認められる。

しかし、上記1のいずれからも申請人が主張する健康被害は本件病院の本件機器に起因するとは認められない。

（2）仮に申請人主張の健康被害があったとしても、申請人の主張する健康被害については、一般に様々な要因が考えられ、申請人の健康被害と本件病院の本件機器稼働との間に相当因果関係があるとは認められない。

かえって、申請人は、震災後から地震が怖くなり薬を飲むようになったこと、病院送迎のバスのドアの音が耳につくことなどの被害発生も主張しているが、これらは本件病院の本件機器稼働とは関係のないもので、本件機器稼働を原因とするものとはいえない。なお、申請人は微弱電流を健康被害の原因であるとの主張をしようとしたこともあるが、騒音・低周波音とは関係がないため、その陳述はしていない。

他に、本件病院の本件機器稼働と申請人の主張する健康被害との間に因果関係があると認めるに足りる証拠はない。

(3) さらに、申請人は、上記第4の2のとおり、ある厨房作業員が意図的に病院休診日や病院職員帰宅後の時間帯を選び、申請人を苦しめる目的で、故意に食器乾燥機を操作しているのではないかと主張している。

しかし、職権調査では、上記1（2）のとおり、本件測定機器につき全停止も含め様々な稼働条件の下で測定しても、本件測定機器の稼働による騒音等の発生状況と申請人宅側の測定結果との対応関係は認められない。そもそも、申請人との関係も不明な厨房作業員が、ことさらに申請人を苦しめる理由を具体的に想定し難い。午後10時から翌朝5時という深夜の時間帯に頻繁に本件病院内に特段の用事もなく厨房内に入ることも不自然かつ不合理であるといわざるをえない。

他に、本件病院の本件機器稼働と申請人の主張する厨房作業員の食器乾燥機操作の事実を認めるに足りる証拠はない。

(4) よって、申請人の健康被害が、本件病院内の本件機器の稼働に起因することは認めることができず、申請人の主張を採用することは出来ない。

## 第6 結論

以上のとおり、申請人の本件各裁定申請は理由がないからいずれも棄却することとし、主文のとおり裁定する。

平成24年8月27日

公害等調整委員会裁定委員会

裁定委員長 杉野翔子

裁定委員 松 森 宏

裁定委員堺宣道は、任期満了のため署名押印することができない。

裁定委員長 杉 野 翔 子